

意見書

平成 25 年 4 月 12 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 420-0034

(ふりがな) しずおかけんしずおかしあおいくときわちょうにちようめ ぼんち
住所 静岡県静岡市葵区常磐町二丁目6番地の8

(ふりがな) かぶしがいしやとーかい
氏名 株式会社TOKAIコミュニケーションズ

だいひやうとりしまりやくしやちやう とまた かつひこ
代表取締役社長 鵜田 勝彦

電話番号

電子メールアドレス

「メタル回線のコスト在り方に関する検討会」報告書（案） に関し、別紙のとおり意見を提出します。

（文中では敬称を省略しております）

「メタル回線のコスト在り方に関する検討会」報告書について以下の通り、弊社の意見を申し上げます。

「メタル回線のコスト在り方に関する検討会」(以下、検討会)の開催については、平成19年に実施された「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」以来の関係者を交えた本格的な検討の場であり、種々の環境変化に対応した接続料の適正化に向けた有効な営みであったことと理解しています。総務省殿におかれては今後とも関係当事者間の協議の促進と適正な接続ルールの整備による競争環境の発展にご尽力いただけることを期待いたします。

1. メタル回線に係る設備の耐用年数

報告書案記載箇所

第3章 3. (1)

～現行の耐用年数である13年を超えて利用しているメタルケーブルが多数存在することが明らかになっている。このことに鑑みれば、より使用実態を踏まえた経済的耐用年数を適用することが適当と考えられる。

第3章 3. (2)

～この点、電柱及びMDFの耐用年数については、NTT東西において、メタルケーブルのより使用実態を踏まえた経済的耐用年数の検討と合わせ検討が行われており、具体的な検討の結果については、平成25年5月に報告されることとなっている。

弊社意見

メタルケーブルについては検討会において正味固定資産の状況や法定耐用年数を越えて利用している設備が多数存在する事が明らかになり、また経済的耐用年数を適用することが適当との踏み込んだ提言がなされました。これに対して電柱及びMDFはNTT東西による報告を待つこととされていますが、特にラインシェアリングにおいて、接続料の約4割を占めるMDFを経済的耐用年数へ見直すことはラインシェアリングのコスト構造における相対的な効果が大きいことから、耐用年数の見直しに際しては期待される効果の金額規模だけでなく、接続形態毎の相対的効果を考慮して実施の優先順位を決定していく事が望ましいと考えます。

2. 施設保全費の配賦方法の見直し

報告書案記載箇所

第4章 2. (2)1)

～このうち、検討会において、故障修理に係るものについては、光施設数の拡大に伴い、光ファイバケーブルに係る故障修理稼働時間の平準化が進んでいることを踏まえ、メタルケーブルと光ファイバケーブルでは1件当たりの故障修理時間に差が生じてい

ると想定されることに着目し、これを考慮するため、基準を故障修理稼働時間比に見直す案が示された。

報告書案記載箇所

第4章 2. (2)2)

～これを踏まえ、検討会において、電柱等・土木設備に係る費用については、メタル回線の利用者と光ファイバ回線の利用者の多寡に応じて適切に配賦されるよう、契約者数を基準とする方法に見直す案が示された。

弊社意見

上記の見直しはいずれもメタルと光ファイバの利用実態に合わせた配賦方法として適正な見直しであると思いますが、今回の検討会では具体的な措置が見送られたメタルケーブルの未利用芯線コストに係る会計処理の取扱い等を含めて引き続き検討が進められることが期待されます。

3. 回線管理運営費の平準化

報告書案記載箇所

第6章 2. (2)2)

したがって、全体として、将来のある時点における回線管理運営費の平準化の見直しによる影響は、メタル回線についても、光ファイバ回線についても、現時点で予見することは困難である。このため、将来における回線管理運営費の平準化の見直しの適否の判断については、今後に委ねることとし、現時点で行わないことが適当である。

弊社意見

検討会での分析の通り平準化の影響は予測が困難であると考えますが、回線管理運営費は接続事業者のみが負担していることから、平準化の適否の判断については関係当事者との協議と合意形成を得て適宜検討されることを期待いたします。

4. メタル回線コストの予見性向上

報告書案記載箇所

第6章 3. (1)

～以上を踏まえ、NTT東西に、接続料等の改定の認可申請より前の段階での①～④の項目の公表を求めたところ、毎年10月末に実施することが可能との回答を得た。

第6章 3. (2)

以上を踏まえ、NTT東西に、①～③の事項についての公表を求めたところ、①②については

毎年8月末に、③については毎年10月末に実施することが可能との回答を得た。

弊社意見

これまで接続事業者はNTT東西による認可申請に基づく情報開示を中心に翌年度の接続料水準を知るようになっていましたが、算定に係る各種の根拠資料が事前に公表されることは予見性向上の観点からは大きな前進であるとともに、引き続き当該情報の公表の早期化と公表範囲の拡大が進展することを期待いたします。